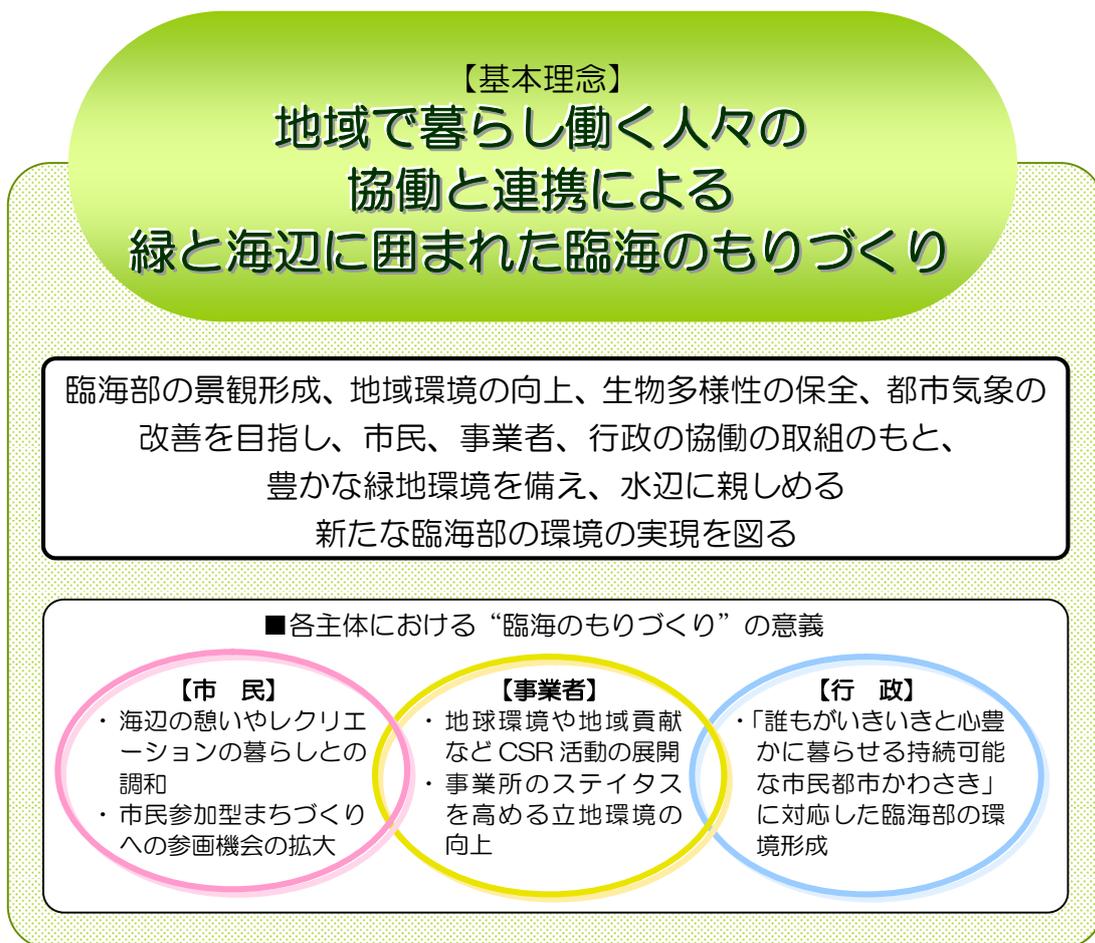




IV 臨海のもりづくりの基本理念

臨海部の全体的な課題等を踏まえ、臨海部の再編の契機をとらえた公共用地緑化、事業所緑化の一体的な推進のもと、豊かな緑地環境を整え、また、市民に開かれた多様な親水空間のある、次世代に向けた新たな環境の再生・創出に向け、基本理念を以下のとおり定めます。



図IV-1 臨海のもりづくりの基本理念

◆臨海のもりづくりの将来像

基本理念のもと、全体的な課題を解決することによって、臨海のもりづくりの5つの将来像の実現につながります。

●5つの将来像

◎ 海風を導く緑のネットワーク形成

緑豊かな並木道が縦横に走り、冷涼な海風を市街地へ導く緑のネットワークが形成され、生き物にも良好な生息・生育環境となっている。

◎ 臨海部ならではの景観形成

道路沿いには、豊かな緑地や壁面緑化・屋上緑化等が施されたオフィス等が並び、その背後に工場・物流施設などのスケールの大きな構造物が見え隠れし、臨海部ならではの景観が形成されている。

◎ 海と親しめる場の形成

東扇島や浮島には規模の大きな公園が整備され、海釣りや人工海浜、自然体験などの場として親しまれ、工業地においても事業所の見学ツアーなど、海辺のレクリエーション拠点として多くの人で賑わっている。

◎ 市民・事業者の憩いの場の形成

内奥運河沿いの小さな入江なども、所々緑豊かな水辺の小スポットが整備され、運河沿いの事業所緑地・公開空地などが、市民や事業者の憩いの場となっている。

◎ 協働による魅力ある環境の形成

市民、事業者、行政の協働により、手入れの行き届いた心地よい快適な緑地が整備され、活動の場として魅力ある環境が形成されている。



図IV-2 臨海のもりづくりの将来像イメージ



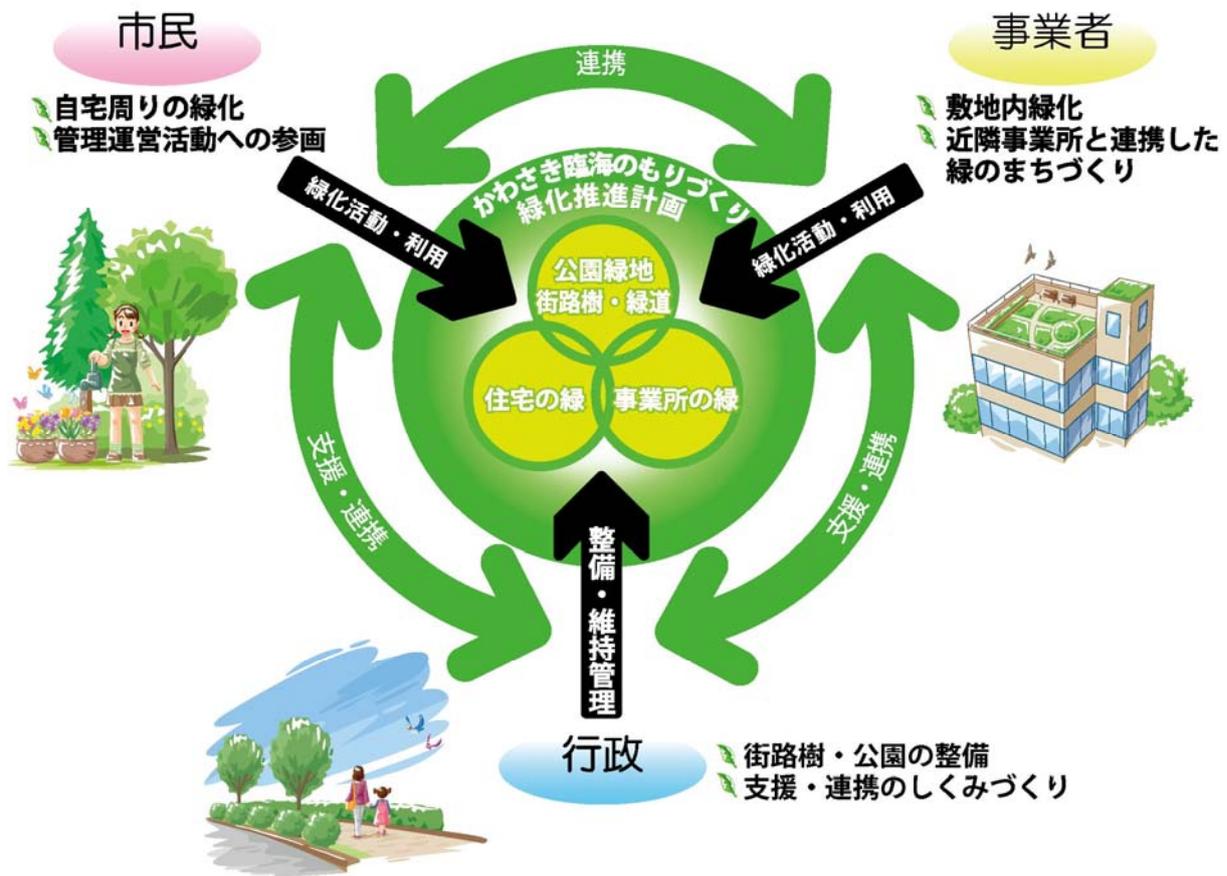
臨海のもりづくりの推進主体

1. 推進主体と協働・連携の姿

臨海のもりづくりを推進するのは、公園緑地を日常的に利用する市民、臨海部に敷地をもつ事業者、そして行政の3者の協働と連携です。

市民は自宅周りの緑化に取り組むとともに、身近にある公園緑地等の積極的な利用や日常管理へ参画します。事業者は敷地内緑化をはじめ、近隣の事業所と連携した広域的な緑化への取組を積極的に進めます。行政は公園緑地等の整備、街路樹等の維持管理を推進するとともに、市民や事業者の緑化活動を支援するしくみづくりを行い、持続的な活動ができる体制を整えます。

市民、事業者、行政が、このようにそれぞれの立場で協働、連携しながら、緑化活動に取り組むことにより、緑豊かな臨海のもりが形づくられます。



図V-1 協働のイメージ

2. 主体ごとに行う取組

市民、事業者、行政が、それぞれの立場で行う臨海部の緑化活動の取組例を以下に紹介します。

(1) 市民が行う取組

自宅周りの緑化に取り組むとともに、身近にある公園緑地等の積極的な利用や日常管理へ参画します。

①自宅周りの緑化の推進

戸建て住宅やマンション等において、積極的に緑化を行うことで、季節感あふれる臨海部をつくることができます。

自宅周りのシンボルツリーや、沿道の生け垣、季節を感じることでできる木や花は、周辺に住み働く人々にも愛され、緑豊かな特徴ある地域を形作ります。

●取組内容の例

- ・住宅の庭、マンションの花壇等に、季節の変化を楽しめる草花や樹木を積極的に植えます。
- ・道路に面する住宅・マンション等で、積極的に生け垣をつくります。
- ・既存の高木や生け垣は、できるだけ保全します。
- ・地域緑化推進地区^{注)}等を活用し、地域でまちを良くする緑化のアイデアを出し合います。



図V-2 自宅周りの緑化の推進イメージ

注)「地域緑化推進地区」とは、「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、地域住民が団の土地の区域内で「地域緑化推進計画」を作成し、市長が認定をする区域を指します。

②公園緑地・街路樹等の維持管理への参画

公園緑地愛護会や管理運営協議会、街路樹等愛護会等の活動により、花壇や樹木の維持管理を通じた地域の活性化や地域イメージの向上につながります。

●取組内容の例

- ・公園緑地愛護会や管理運営協議会、街路樹等愛護会等の活動に参加して、美しいまちづくりに貢献します。
- ・近隣の方々との協働により、植樹帯の除草や歩道の清掃を行うなど地域イメージの向上に努めます。
- ・憩いの場である身近な公園を地域で管理運営し、様々なイベント等で活用することにより地域の活性化にもつながります。



公園や街路樹等の緑の手入れを通じて、美しいまちづくりに貢献します

図 V-3 公園緑地・街路樹等の維持管理への参画イメージ

(2) 事業者が行う取組

多くの事業所が集まる産業集積地においては、個々の事業所緑化や、近隣の事業所と連携した広域的な緑化など、地域や企業のイメージの向上につながる取組を積極的に進めます。

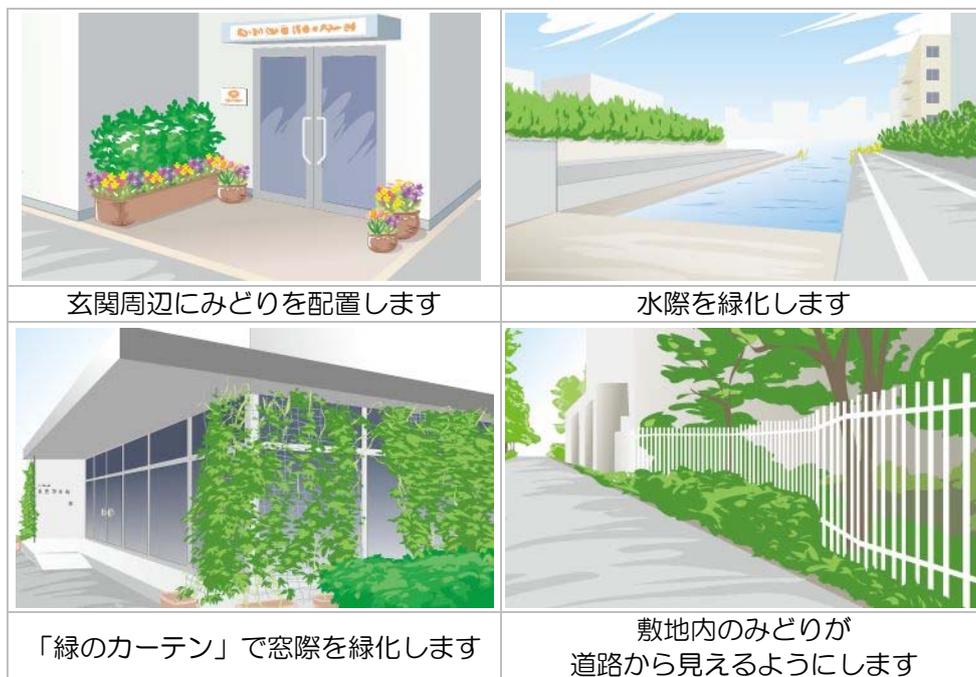
①事業所緑化の推進

事業所緑化にあたっては、川崎市緑化指針等を参考に、社屋玄関や敷地入口部の緑化、就業者が休憩できる施設周りの緑化に取り組みます。

また、運河沿いの水際や沿道など、敷地外周を緑化することで地域イメージの向上に大きく貢献することができます。特に、市街地に近接する末広運河、夜光運河、桜堀運河沿いの緑化は、冷涼な海風を市街地へ導く風の道としても機能することが期待されています。

●取組内容の例

- ・臨海部の景観に配慮し、運河沿いの水際や沿道を積極的に緑化します。
- ・工場集積地としての特徴を活かし、臨海部の事業所で結成される協議会等と連携し、一体となった効果的な緑化を行います。
- ・社屋玄関や敷地入口部に、植え込みやプランターを配置して、イメージ向上を図ります。
- ・プランター等を活用して、日当たりのよい窓を「緑のカーテン」で緑化します。
- ・コンクリート塀をネットフェンス等に代え、敷地内の緑が外からも見えるようにします。
- ・「市民100万本植樹運動」に参加して、敷地内に植樹します。



図V-4 事業所緑化の推進イメージ

●事業所の緑化モデルプラン（川崎市緑化指針）



●建築緑化の目的と手法（川崎市緑化指針）

緑化の目的	緑化の手法
景観の改善	建築物と緑とのランドスケープ効果が期待できるよう、大景木*の植栽等、多様な緑化を行ってください。
環境改善	防風、遮光、大気浄化等、目的にあった機能を備えた持続性のある植栽を行うとともに、ボリュームのある植栽を行ってください。
省エネルギー化	建物の日照条件を十分に把握した上で、高木の植栽、壁面の緑化、屋上緑化等、断熱、放熱防止効果のある適切な緑化を行ってください。
防災	防火、スクリーン効果の目的にあった樹種及び高さを選択してください。
目隠し	施設の遮蔽、プライバシーの保護等の目的により、適切な密度、高さ、方法を選択してください。
自然生態系の回復	鳥の飛来、昆虫の生息等を考え、食餌木の導入や水面の設置等を行ってください。
鑑賞	庭園的利用や室内からの鑑賞を目的とした修景施設やベンチ等の休憩施設を配し、季節の移り変わり等を楽しむことができるような多様性のある緑化を行ってください。
治療	自然的要素の多いアメニティーの高い空間を形成することにより、ストレスの緩和やヒーリング効果を引き出すようにしてください。
趣味	花の栽培などの趣味も楽しめるような花壇等の設置を行ってください。

*：景観構成上重要な、形状寸法の大きな樹木

●臨海部に適した耐潮性のある樹種の例（川崎市緑化指針）

耐潮性に加えて、植える場所の風の強さ（耐風性）、日当たり（耐陰性、耐乾性）、期待する効果（目隠し、鑑賞等。前表参照）などに応じて、適した植物種を選定します。

分類	樹種	耐煙性	耐火性	耐潮性	耐風性	耐陰性	耐湿性	耐乾性	分類	樹種	耐煙性	耐火性	耐潮性	耐風性	耐陰性	耐湿性	耐乾性	
針葉 高中木	イヌマキ		○	○	○	○	○		落葉 高中木	カンヒザクラ			○					○
	クロマツ	○		○	○			○		ギョリュウ			○					○
	ナギ		○	○		○	○			クリ			○					
常緑 高中木	アカガシ	○	○	○	○	○			常緑 低木	ザクロ			○					
	イスノキ			○		○				サルスベリ			○					○
	イヌツゲ	○		○		○				シダレヤナギ	○		○				○	
	ウバメガシ	○	○	○	○			○		シロバナサルスベリ	○		○					○
	オオバマサキ	○		○		○				センダン	○		○				○	
	オリーブ			○				○		タイワンフウ			○	○				○
	カナメモチ			○						トゲナシニセアカシア	○		○					○
	クロガネモチ			○		○				トチノキ	○		○		○			
	ゲッケイジュ			○		○		○		ネムノキ			○				○	○
	サザンカ			○		○		○		ハルニレ			○					
	シラカシ	○	○	○	○	○				マユミ			○				○	
	スダジイ	○	○	○	○					ムクノキ	○		○			○		○
	タブノキ	○	○	○	○	○				アツパキミガヨラン			○					○
	ネズミモチ	○	○	○		○				エニシダ			○					
	ハマビワ			○	○					オオパイボタ			○					
	ヒイラギ	○		○		○				シャリンバイ	○		○		○			○
	ヒイラギモクセイ	○		○		○	○			トベラ	○		○		○			
	ヒサカキ			○		○				ナワシログミ	○		○					○
	ヒメユズリハ			○		○				ハマヒサカキ	○		○		○			
	ビワ			○						マルハシャリンバイ	○		○		○			○
フサアカシア			○	○				ヤツデ	○	○	○		○					
マサキ	○		○					落葉 低木	アジサイ			○		○	○			
マテバシイ	○	○	○	○				ガクアジサイ	○		○		○	○				
モチノキ	○	○	○		○			トサミズキ			○	○						
モッコク	○	○	○		○			ニシキウツギ			○							
ヤブツバキ	○	○	○					ハコネウツギ			○	○						
ヤブニツケイ			○	○	○			ヒュウガミズキ			○	○						
ヤマモモ	○	○	○	○	○		○	フヨウ			○							
ユズリハ		○	○		○			ムクゲ			○			○				
落葉 高中木	アオギリ	○		○			○		ヤマアジサイ	○		○		○				
アカメガシワ			○					地被	イタビカズラ			○		○				
アキニレ	○		○				○	○	オオバジャノヒゲ (リュウノヒゲ)			○		○	○			
アメリカデイゴ	○		○				○	○	キツタ(ヘデラ)	○		○		○				
アメリカフウ	○		○				○	○	コトネアスター			○		○			○	
イチジク			○				○	○	シャガ			○		○				
イボタノキ	○		○		○		○	○	ツブキ			○	○					
ウメ	○		○					○	ハラン			○		○				
エゴノキ			○	○	○	○	○	○	ヒベリカムカリシナム			○		○				
エノキ			○					○	フッキソウ			○		○				
エンジュ	○		○				○	○	ムベ			○		○				
オオシマザクラ	○		○				○	○	ヤブラン	○		○						
カキノキ			○					○	ロニセラ・ニティダ			○		○			○	

②事業所内の樹木・緑地の保全

多くの事業所で環境対策として積極的な緑化が行われ、現在では臨海部の資産となるボリュームある緑に育っています。

適切な維持管理により、事業所内の樹木・緑地の保全に努め、土地利用の変更等に当たっても、これらの緑地ができるだけ失われないよう、配慮します。

●取組内容の例

- ・適切な維持管理により、事業所内の樹木・緑地の保全に努めます。
- ・敷地利用の変更に当たっては、既存樹の伐採が最小限となるよう配慮します。
- ・緑の防災機能についても考慮しながら、緑化の促進に努めます。

③公園緑地・街路樹等の維持管理への参画

事業所周辺の公園緑地・街路樹等の維持管理活動に参加することで、地域や企業イメージの向上につながります。

●取組内容の例

- ・近隣の事業所等との連携により、事業所周辺の植樹帯の除草や歩道の清掃を行うなど地域イメージの向上に努めます。
- ・地域貢献活動の一環として、公園緑地・街路樹等の愛護活動に参加します。

(3) 行政が行う取組

公園緑地等の整備、街路樹等の維持管理を推進するとともに、市民や事業者の緑化活動を支援するしくみづくりを行い、持続的な活動ができる体制を整えます。

①公園緑地・街路樹等の整備

利用者のニーズを把握し、地域に愛され活用される公園緑地等の整備を進めます。

また、臨海部は、潮風の影響など植物の生育条件としては厳しい環境にあるため、植栽基盤の土壌改良や地域特性に適した樹種の選定など街路樹の整備に取り組みます。さらに、防災機能の向上についても検討します。

●取組内容の例

- ・ 臨海部の特徴を活かし、市民や就業者の憩いの場となる公園緑地等の整備を進めます。
- ・ 街路樹の育成環境を勘案し、道路緑化の再編に取り組みます。
- ・ 港湾緑地（臨海公園）の活性化、事業所との協働と連携による緑地の創出を図ります。
- ・ 臨海部の工場地帯や海、運河等の特徴を活かした景観整備に努めます。
- ・ 緑の持つ防災機能を活かした緑のネットワークの形成に努めます。

②公園緑地・街路樹等の維持管理

公園緑地・街路樹等については、景観に配慮した効果的な維持管理を行い、最先端の環境技術集積地としてふさわしい地域イメージの形成を図ります。

●取組内容の例

- ・ 景観に配慮した公園緑地や街路樹等の維持管理の充実に努めます。
- ・ 街路樹の管理の工夫による都市景観の向上を推進します。
- ・ 身近な公園緑地においては、管理運営協議会の立ち上げを促進し、地域主体の公園管理運営を目指します。

③協働・連携のしくみづくり

住宅と事業所が混在する地域や、大規模な事業所が隣接する地域など、それぞれの地域特性に応じた市民、事業者、行政の新たな協働のしくみを検討し、快適で、住みよく、働きやすい環境づくりに努めます。

また、緑化推進のための支援策を実施しながら、協働・連携により、臨海部ならではの効果的な緑化誘導・促進を進めます。

●取組内容の例

- ・ 生垣緑化、駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化など民有地緑化を支援します。
- ・ 「みどりの事業所推進協議会」の加盟拡大により事業所緑化の促進に努めます。
- ・ 緑化制度の充実に図ります。(街路樹等愛護会の拡充や事業者の参加促進など)
- ・ 市民、事業者、行政の協働と連携のしくみづくりを進めます。
- ・ 緑化や既存の緑の保全に取り組む市民・事業者の相談窓口の周知を図ります。
- ・ 市民・事業者が求めている情報の内容を把握し、パンフレット等による普及啓発を図ります。

【街路樹等愛護会制度の拡充】

＜目的＞

緑の軸となる街路緑化と緑の拠点となる事業所緑化が一体となり、街路空間を中心に総合的な緑化活動を行うことにより、緑地環境の改善や景観の向上等を図り、心地よい快適な環境を創出するため、効果的で実現性の高い事業制度を導入します。

＜事業概要＞

街路樹等愛護会の対象を、周辺住民から事業所従業員まで拡充し、街路樹およびグリーンベルトの愛護活動に報奨金交付が可能となるよう制度を拡充します。

また、市と「川崎みどりの事業所の推進に関する協定」を締結した事業所が、沿道部において行う緑化地の新設・増設、維持管理等に対して支援を行います。



図 V-5 事業所による街路樹等愛護会活動のイメージ



臨海のもりづくりの方針

「かわさき臨海のもり」は、臨海部の公園緑地や事業所の緑、運河や多摩川の水辺を街路樹や緑道によって結び、緑豊かな臨海部を形づくっていくことにより、潤いある景観を形成するとともに、市民が水辺に親しめる憩いの場を創出し、さらには川崎のまちに心地よい風をもたらすものです。

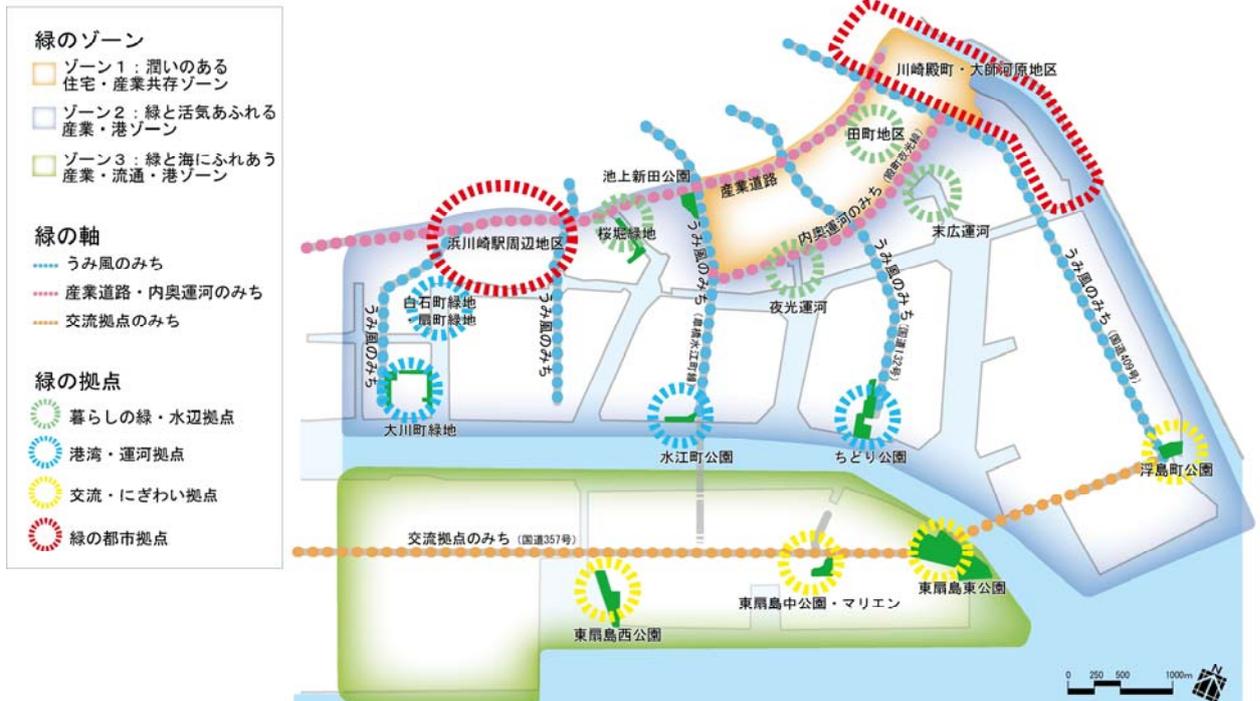
臨海のもりづくりの5つの将来像の実現に向け、効果的な整備・誘導・維持管理を行うための基本方針を定めます。臨海部はエリアごとに特色ある土地利用や緑地環境が形成されているため、各ゾーンの特徴を考慮することが必要となります。また、緑の基本計画における川崎区の緑の方針において示している軸線や拠点の考え方を反映させることが必要です。以上から、次のとおり基本方針を定め、具体的な取組を進めていきます。

基本方針

1. エリアの特性に応じた「緑のゾーン」を設定します

2. 臨海のもりの骨格となる「緑の軸」をつくります

3. 豊かな緑の創出を担う「緑の拠点」をつくります



図VI-1 基本方針概略図

1. エリアの特性に応じた「緑のゾーン」を設定します

臨海部は、陸から海に向かう層状のエリアごとに特色ある土地利用や緑地環境が形成されています。『かわさき臨海のもりづくり』緑化推進計画では、臨海部を3つのゾーンに分け、各ゾーンの特性を活かした緑地環境の形成を目指します。

ゾーン1. 潤いのある住宅・産業共存ゾーン

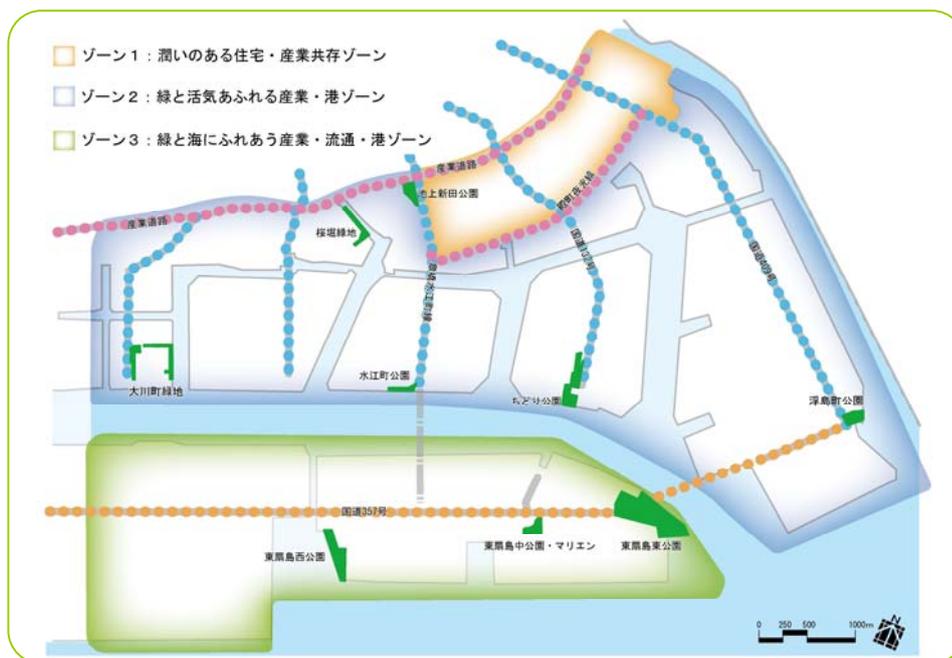
既成市街地に隣接し、住宅と事業所等が混在する「潤いのある住宅・産業共存ゾーン」においては、既往の公園緑地・街路樹等の保全に努めるとともに、住宅地環境と調和する事業所緑化等の推進を誘導するなど、暮らしの場を彩る身近な緑を保全・育成します。

ゾーン2. 緑と活気あふれる産業・港ゾーン

京浜運河以北の臨海部にかけて化学・鉄鋼・製造業等の産業が集積する「緑と活気あふれる産業・港ゾーン」においては、緑豊かな沿道環境や多摩川・運河沿い公園緑地の形成により、就業者の憩いの場となり、産業地としてのステイタスを高める緑を保全・育成します。

ゾーン3. 緑と海にふれあう産業・流通・港ゾーン

拠点的な親水公園等が立地し海辺のレクリエーション拠点として機能する東扇島と、拠点公園に至る緑の軸を東扇島と共有する扇島からなる「緑と海にふれあう産業・流通・港ゾーン」においては、産業地の環境を高めるとともに、拠点公園に至る道に沿って、彩りある緑を保全・育成します。



2. 臨海のもりの骨格となる「緑の軸」をつくります

海や臨海部の主要施設等へのアクセス機能を担う幹線道路について、積極的な道路緑化・沿道緑化等を促し、骨格的な緑のネットワークを形成します。

①南北軸 『うみ風のみち』

既成市街地から臨海部産業地へと向かう道路は、主要幹線道路として、また、市街地と海を結び、海風を市街地へと導く空間として、街路樹や沿道部の緑化により、緑の軸の形成を図ります。

②東西軸 『産業道路・内奥運河のみち』 『交流拠点のみち』

産業道路や内奥運河沿いを走る殿町夜光線は、臨海部を東西に連携する主要幹線道路として、既存の良好な街路樹や主要な公益施設・内奥運河沿いの水辺空間などの立地を活かしながら緑の軸の形成を図ります。

東扇島を貫く国道 357 号及び既存の緑道を活かしながら、島の東西、中央に位置する拠点公園を結ぶ交流軸として緑の軸の形成を図ります。



図VI-3 緑の軸のイメージ

3. 豊かな緑の創出を担う「緑の拠点」をつくります

臨海部に点在する既存の公園緑地等を緑の拠点と捉え、立地条件を活かした、緑豊かな憩いの場として整備し、臨海部の緑や水辺の印象を深めます。

①暮らしの緑・水辺拠点

住宅と事業所等が混在するエリアに位置する公園緑地等については、日常生活の憩いの場としての緑や公園機能の維持・充実を図ります。

また、市街地に近接する身近な水辺スポット、道路空間等に顔をのぞかせる沿道の景観スポットの利用を検討します。

②港湾・運河拠点

京浜運河等に面して立地する、ちどり公園、水江町公園、大川町緑地等については、港湾や運河の眺望を活かした憩いの場として、緑や公園機能の維持や充実を図ります。

③交流・にぎわい拠点

東扇島において海辺のレクリエーションの場として親しまれている東扇島東公園、東扇島中公園、東扇島西公園、また、浮島町公園については、それぞれの立地特性を活かしながら、レクリエーション拠点としての緑の維持・充実に努めます。

④緑の都市拠点

新総合計画で臨海都市拠点に位置づけられている川崎殿町・大師河原地区、浜川崎駅周辺地区については、緑の基本計画における「緑の都市拠点」としての考え方を踏まえて、緑による風格ある都市の顔を形成する地区を目指し、緑化の推進を図ることに努めます。



図VI-4 水辺スポットのイメージ



図VI-5 沿道の景観スポットのイメージ